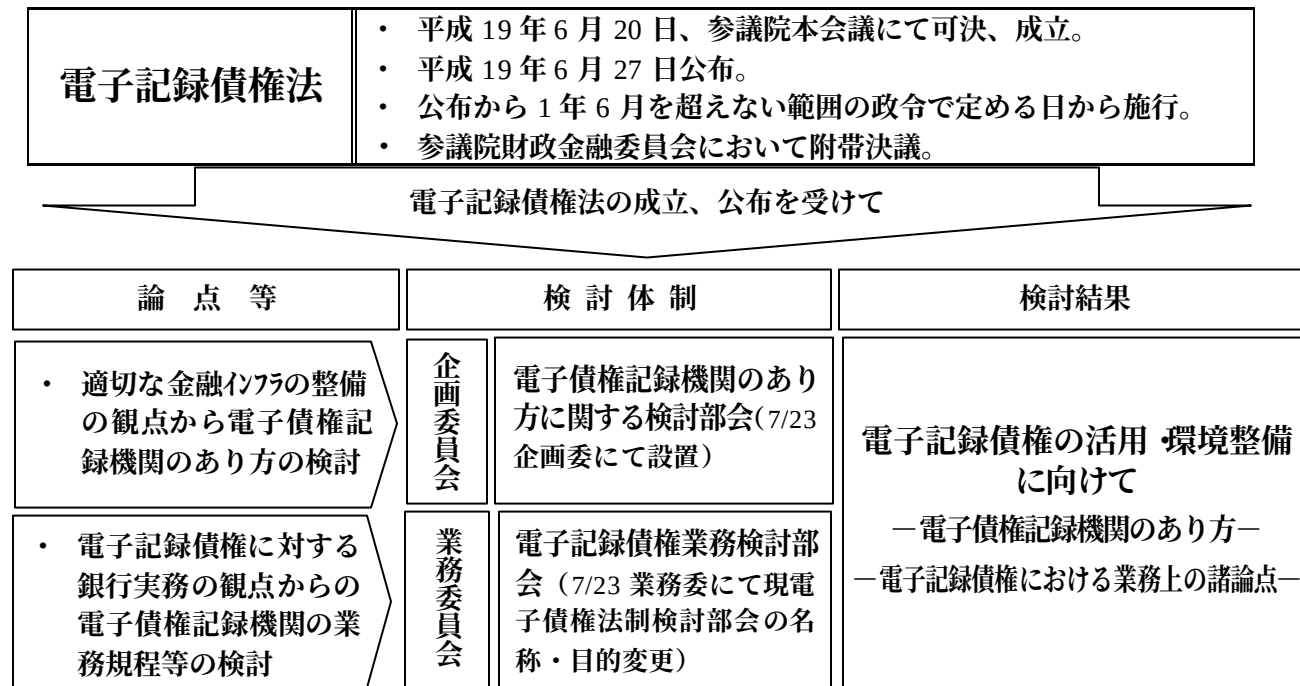


電子記録債権の活用・環境整備に向けて

－電子債権記録機関のあり方－／－電子記録債権における業務上の諸論点－

1. 電子記録債権法の検討経緯



2. 本報告書の概要

第1部 組織編「電子債権記録機関のあり方」

(1) 電子記録債権および記録機関に対する現状認識(委員銀行にアンケート調査を実施)

- ◇ 電子記録債権については、各行とも、債権流動化、手形代替、シンジケート・ローンへの活用など寄せる期待が高い。また、全行が、「全銀行参加型」の電子債権記録機関の必要性を認識。

(2) 記録機関のコスト試算に関するヒアリング調査結果(主要ベンダーにヒアリング調査を実施)

- ◇ システム構築初期コストは、数十億円から百億円レベルまでかなりバラツキ。決済との同期性を確保するため全銀システムとの連携が重要。システム・カットオーバーまで、約2年半～5年の見込み。

(3) 論点とその考察/今後の対応

① 「全銀行参加型」の記録機関の設立

- ◇ 電子記録債権制度が今後、現在の手形交換制度と同様、重要な社会インフラになり得ること、また、記録機関の支払等記録と決済との同期が義務付けられていることから、記録機関と利用者との間に銀行が介在して資金回収の役割を發揮できる「全銀行参加型」の記録機関の設立が必要。今後は、銀行界が中心となって記録機関を設立することとし、具体的な検討に着手。

② 記録機関のシステム・カットオーバーの時期

- ◇ 全銀システムとの連携の範囲・影響等を見極めたうえで、四囲の環境、社会的な要請、参加金融機関も含めた開発体力、システムの安定稼働等の点を総合的に勘案して判断。

③ 記録機関の事業見通しおよび記録機関への出資形態

- ◇ 事業見通しについては、投資コスト抑制策や利用普及策などの検討に加え、業界団体としての検討範囲等に留意したうえで、「1件当たりの手数料」や「利用手数料の徴収方法」などについても検討。
- ◇ 出資の形態としては、ガバナンスのあり方や会計上の取扱い、全銀行参加型・共同事業としての特殊

性やファイナンス方法などを踏まえて判断。

④ 内国為替運営機構との連携

- ◇ 次期全銀システムの検討スケジュールも踏まえ、連携の範囲等の詳細について早期に検討。

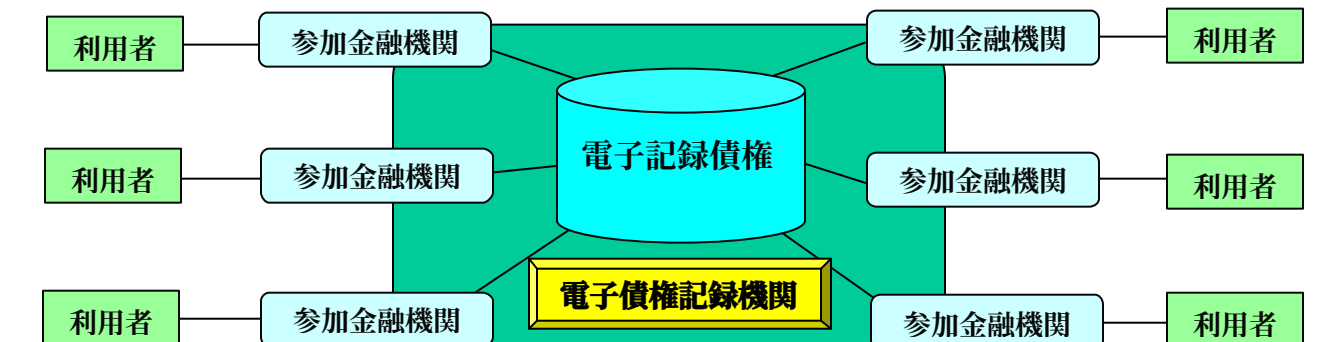
⑤ 電子記録債権制度の普及と利用者ニーズ

- ◇ 広報・周知活動、利用者の啓発活動などについて、検討を開始する必要(⇒ 利用企業・有識者等をメンバーとした「電子記録債権利用推進等懇談会(仮称)」を設置)。
- ◇ 企業が電子記録債権制度を利用するインセンティブや制度対応について検討。
- ◇ 電子記録債権制度の導入趣旨を踏まえ、現在の手形交換制度からの容易かつ円滑な移行を可能とする取組みの検討が必要。

第2部 業務編「電子記録債権における業務上の諸論点」

- ◇ 手形的利用を取り形態として想定した共同型記録機関(複数の金融機関が共同して記録機関を設立するスキーム(※)、共同型のイメージは下図)を前提として、重要と考えられる業務上の諸論点(次の10個の論点)について検討。

(※) 電子債権記録機関のあり方に関する検討部会における、「全銀行参加型」の記録機関と同義。



- (1) 決済にかかる論点(規程/ルール体系、決済情報の提供方法、決済完了・支払等記録のタイミング)
- (2) 利用者・参加金融機関の利用・参加ルールにかかる論点(利用者要件、アクセス方式等)
- (3) 記録請求にかかる論点(記録請求における手形取引同等の確保等)
- (4) 譲渡・分割等にかかる論点(譲渡等の容認の是非、制限のあり方等)
- (5) 電子記録の訂正・回復にかかる論点(業務規程における規定のあり方等)
- (6) 関係者責任分担にかかる論点(利用者および記録機関等の責任分担のあり方等)
- (7) 仕様・セキュリティ等にかかる論点(仕様等について一定の標準化を視野に入れた検討等)
- (8) 開示ルールにかかる論点(利用者からの開示請求方式・開示フォーム等)
- (9) 支払不能ルールにかかる論点(支払不能ルールの必要性和制度設計)
- (10) 関係法対応にかかる論点(電子記録債権を支払手段として用いた場合の下請法上の取扱い等)

3. 今後の予定

今後は、銀行界が中心となって記録機関を設立することとし、具体的な検討に着手するとともに、電子記録債権における業務上の諸論点についてさらに具体的な検討を行い、利用者ニーズも確認しつつ、電子記録債権の活用・環境整備に向けて精力的に取り組んでいく。

以上